

部会に属すべき専門委員の指名について

統計委員会令（平成十九年政令第三百号）第二条第二項の規定に基づき、部会に属すべき専門委員として下記の者を指名する。

統計委員会委員長

記

○令和元年12月20日付

人口・社会統計部会

（医療施設調査及び患者調査関係）

専門委員 伏見 清秀（東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻環境社会
医歯学講座医療政策情報学教授） [※任期：令和2年4月30日まで]

専門委員 康永 秀生（東京大学大学院医学系研究科臨床疫学・経済学教授）